

議案第93号

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年12月9日提出

加西市長 西村 和平

加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者の福祉の向上を図るため、法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第16項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う施設として、事業所を設置する。

(施設の名称及び位置)

第3条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加西市立善防園
- (2) 位置 加西市西笠原町172番地の142

(事業)

第4条 事業所は、第2条の規定に基づき次の事業を行う。

- (1) 生活介護に関する事業
- (2) 就労継続支援に関する事業
- (3) その他第2条に規定する事業所の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用資格)

第5条 事業所を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第5項に規定する受給者証の交付を受けている者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に事業所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、事業所の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 事業所の利用の許可に関する業務

(3) 事業所及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他事業所の管理上、市長が認める業務

- 3 第1項の規定により、事業所の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条中「市長が特に必要と認める者」とあるのは、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た者」とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例(昭和63年加西市条例第15号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧条例第6条の規定により指定した指定管理者については、この条例第6条の規定により指定したものとみなす。

(審議資料)

【制定趣旨】

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号。以下「旧法」という。）に基づく、知的障害者援護施設の中の知的障害者通所授産施設として善防園は開設されたが、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「新法」という。）が平成 18 年 4 月に施行（一部 10 月施行）されたため、新法へ制度移行をする必要がある。

この度、新法への移行期限である平成 23 年度末を前に、平成 24 年 1 月 1 日に制度移行をするべく、「加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例」を廃止し、新法の基準に従い、新たに「加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例」を制定するもの。

【制定要旨】

- ・ 名 称 加西市障害福祉サービス事業所（1 条関係）
従来は、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の 3 法により障害種別ごとにサービスを提供する施設の名称が規定されていたが、障害者自立支援法の制定により事業所の規定が一本化されたため、名称を障害福祉サービス事業所とする。
- ・ サービス内容 生活介護及び就労継続支援（2 条、4 条関係）
現在通所されている障害者の方の特性に併せて継続してサービスを提供するため、生活介護サービス及び就労継続支援サービスを実施する。
- ・ 利 用 資 格 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方を対象とする。（第 5 条関係）
新法により、知的・身体・精神の各法律が統合され、障害程度区分認定により障害者が受給できるサービスが決定されるため、障害程度区分認定を受けて障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方を対象とする。
- ・ 施 行 期 日 平成 24 年 1 月 1 日